

瀬戸市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条の規定により提出します。

平成31年2月19日

瀬戸市議会議長 長 江 公 夫 殿

提出者 瀬戸市議会議員

水野良一

賛成者 "

柴田恵子

"

池田信子

"

浅井寿美

"

西本潤

"

富田宗一

"

高桑茂樹

"

戸田由久

3 1 年議員提出第 2 号議案

瀬戸市議会基本条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会基本条例（平成 2 9 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市民参加及び市民との連携) 第 7 条 <省略> 2 <u>議会は、市民に対し議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、市民の意見を的確に把握し市政に反映させるため、市民との意見交換会を開催する。</u> 3 <u>市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。</u> 4 <省略> 5 <省略>	(市民参加及び市民との連携) 第 7 条 <省略> 2 <u>定例会閉会后、議会は、当該定例会で行われた議案等の審議の経過及び結果を市民に報告するための議会報告会と、市民との意見交換会を交互に開催し、市政に市民の声を反映させるよう努めるものとする。</u> 3 <省略> 4 <省略>

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、市民との意見交換会の開催について変更するに当たり、瀬戸市議会基本条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

瀬戸市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条の規定により提出します。

平成31年2月19日

瀬戸市議会議長 長 江 公 夫 殿

提出者 瀬戸市議会議員

水野良一

賛成者

〃

柴田恵子

〃

池田信子

〃

浅井寿美

〃

西本 潤

〃

富田宗一

〃

高桑茂樹

〃

戸田由久

3 1 年議員提出第 3 号議案

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会委員会条例（昭和 4 1 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員の任期) 第 3 条 常任委員の任期は、 <u>2</u> 年とする。ただし、後任者が、選任されるまで在任する。 2 及び 3 <省略>	(常任委員の任期) 第 3 条 常任委員の任期は、 <u>1</u> 年とする。ただし、後任者が、選任されるまで在任する。 2 及び 3 <省略>

附 則

この条例は、平成 3 1 年 5 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、常任委員の任期を変更するに当たり、瀬戸市議会委員会条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

農協改革に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条の規定により提出します。

平成31年3月19日

瀬戸市議会議長 長江公夫 様

提出者 瀬戸市議会議員

水野良一

賛成者 瀬戸市議会議員

柴田恵子

〃

池田信子

〃

浅井寿美

〃

西本 脛

〃

富田宗一

〃

高桑茂樹

〃

戸田由久

3 1 年議員提出第 4 号議案

農協改革に関する意見書

本市の農業は、温暖な気候や豊かな水資源などの自然環境の下、農業者のたゆまぬ努力によって、地域経済の一翼を担うとともに、市民に新鮮な食料や良好な景観等を提供してきた。

こうした中で、本市の J A では、農業者に対する営農指導、産直施設等による農産物の販売、農地中間管理機構等による農地集積など、組合員の経営安定化と地域農業の振興において、また、これらの営農関連事業にとどまらず、地域の人々の生活を支える事業を運営し、市民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしてきている。

特に、本市は都市化が進展し、農地の減少しつつある地域と中山間地域で鳥獣被害が多く発生し、対策に苦慮している地域である。これに対し J A は、担い手に対する出向く営農指導や作物別グループに対する栽培指導等支援、産直施設やインショップ等による農産物の販路拡大、農地中間管理機構や農地円滑化事業等による農地集積、鳥獣被害対策支援、新規就農者の育成などの取り組みや活動を積極的に実施しており、本市の社会・経済上なくてはならない組織となっている。

このような中、国は、2019年5月末までを期限とする農協改革集中推進期間を設定し、信用事業の農林中金等への譲渡等の改革を促している。

また、平成28年4月1日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後5年を経過する2021年3月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしている。

一方、J A グループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、J A の総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところであるが、今後進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、J A の機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことが懸念される。

そもそも、J A は組合員の民主的な協同組織である。J A のあり方を決めるのは国ではなく、組合員が決定するものであるという協同組合の基本

原則に沿った対応が望まれる。

よって、国におかれてはこうした状況を踏まえ、下記の事項に責任をもって対応されるよう強く要望する。

記

1. 信用事業譲渡及び准組合員利用規則の導入は、J Aの主権者たる組合員の判断に基づき慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月25日

愛知県瀬戸市議会議長
長 江 公 夫

衆議院議長	大島理森	
参議院議長	伊達忠一	
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
農林水産大臣	吉川貴盛	
内閣府特命担当大臣	片山さつき	

(理 由)

J Aの主権者たる組合員の判断に基づき慎重に対応することを求めるため。

上品野地区通称北山団地に於ける太陽光発電施設建設について
の意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議
会規則第1号）第12条の規定により提出します。

平成31年3月19日

瀬戸市議会議長 長江公夫 様

提出者 瀬戸市議会議員

水野良一

賛成者 瀬戸市議会議員

柴田恵子

〃

池田信子

〃

浅井寿美

〃

西本潤

〃

富田宗一

〃

高桑茂樹

〃

戸田由久

31年議員提出第5号議案

上品野地区通称北山団地に於ける太陽光発電施設建設についての意見書

この度、上品野自治会北山分団 北山太陽光発電所建設を絶対反対する会より、上品野地区通称北山団地に於ける太陽光発電施設建設について以下の内容の請願がありました。

太陽光発電施設建設計画について、北山団地の住民は大きな不安を抱えており、この建設予定地が、

1. 過去の土砂災害地であること
2. 人家から非常に近く、開発によって自然環境が壊されることで、大地震やゲリラ豪雨等予想以上の自然条件により起こり得る水害や土砂災害の危険が増大すること
3. 瀬戸市が定める森林里山景観ゾーンであること

から、太陽光発電施設建設には適さないと考え、北山団地の自然環境と生活環境を守るために太陽光発電施設建設の中止を求めています。

瀬戸市議会として、瀬戸市長におかれましては、事業者に対し、北山団地住民の意見を十分尊重した見解を述べられますとともに、適切な指導を行って頂きますよう要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月25日

愛知県瀬戸市議会

意見書の提出先

瀬戸市長 伊藤保徳 殿

(理 由)

上品野地区通称北山団地周辺地域の自然を守り、地域住民の安心した生活を継続するとともに安全な子育て環境を守るため。